

次期「仙台市障害者保健福祉計画」、「仙台市障害福祉計画（第7期）」  
及び「仙台市障害児福祉計画（第3期）」の策定について

## 1 策定の趣旨

- ・ 障害者基本法第11条第3項に基づき、本市の障害者施策全体の方向性を定める「市町村障害者計画」として次期「仙台市障害者保健福祉計画」を策定する。
- ・ 障害者総合支援法第88条第1項に基づき、本市の障害福祉サービスの見込量及びそれを確保するための方策等を定める「市町村障害福祉計画」として「仙台市障害福祉計画（第7期）」を策定する。
- ・ 児童福祉法第33条の20第1項に基づき、本市の障害児通所支援等の見込量及びそれを確保するための方策等を定める「市町村障害児福祉計画」として「仙台市障害児福祉計画（第3期）」を策定する。

## 2 計画の位置づけ

- ・ 仙台市基本計画を上位計画とし、計画の目指す都市の姿の実現に向けてその他各種関連計画と緊密に連携し、障害のある方に関する施策を総合的に推進する計画として策定する。

### 仙台市基本計画

せんだい  
支えあいのまち  
推進プラン

高齢者保健福祉計画  
・ 介護保険事業計画

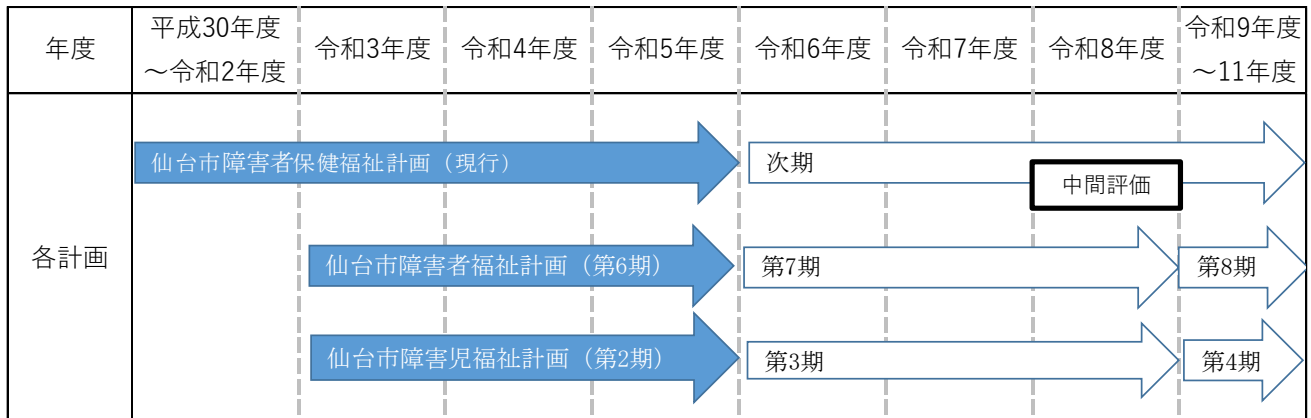
障害者保健福祉計画  
・ 障害福祉計画  
・ 障害児福祉計画

すこやか子育てプラン

関連する計画

### 3 計画期間

- ・ 障害者保健福祉計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間とする。
- ・ 障害福祉計画（第7期）及び障害児福祉計画（第3期）は、令和6年度から令和8年度までの3年間とする。
- ・ 令和8年度の障害福祉計画（第8期）及び障害児福祉計画（第4期）の策定とあわせて、障害者保健福祉計画の中間評価を行う。



### 4 策定の進め方

- ・ 「障害者等保健福祉基礎調査（アンケート調査およびヒアリング調査）」等により、市内に在住する障害児・者等の実態、障害保健福祉サービスの利用動向及び利用意向、市民の障害児・者に対する理解の状況等を把握する。
- ・ 重点的に取り組むべき施策や事業についてより専門的な提言を受けるため、仙台市障害者施策推進協議会に作業部会の設置を検討する。
- ・ 「障害者自立支援協議会」や「精神保健福祉審議会」、「発達障害者支援地域協議会」等の外部委員会等での議論を踏まえ策定する。
- ・ パブリックコメントを実施し、市民や支援団体等の意見を公募する。

### 5 計画策定スケジュール

日程	内容
令和5年4月～	障害者施策推進協議会を7回開催
令和5年11月	中間案提示
令和5年12月～	パブリックコメント募集
令和6年3月	答申、計画策定